

令和5年3月6日

栗山町議会議長 鶴 川 和 彦 様

産業福祉常任委員会委員長 佐 藤 則 男

所 管 事 務 調 査 報 告 書

令和4年6月15日開催の産業福祉常任委員会で決定した所管事務調査を実施したので、その調査概要を次のとおり報告します。

記

1. 調査事項 ごみ処理の現状と新焼却施設の稼働に向けたごみ処理のあり方について

2. 調査日程

回	調 査 年 月 日	と ころ	出欠 状況	説 明 員	結 果	摘 要
1	4. 7. 26	委員会室	6	環境政策課長・同課参与	継 続	現地調査
2	4. 8. 26	〃	5	同 上	〃	説 明 質 疑
3	5. 3. 6	〃	6	—	まとめ	

3. 調査内容

ごみ処理の現状と新焼却施設の稼働に向けたごみ処理のあり方については、前年度に引き続き現状のごみ処理の内容及び令和6年4月から道央廃棄物処理組合での新焼却施設が稼働されることによる道央廃棄物処理組合への将来的な負担額、新焼却施設へ移行後のごみ分別の変更点やごみ処理の流れについて調査を行った。

調査においては、令和元年から建設工事が開始された焼却施設の現地調査を行った。まず、焼却施設の概要については、建設場所は千歳市根志越で、敷地面積は4. 29ha、延べ床面積は8, 381. 08㎡となっている。施設の処理能力は1日158トンとなっており、焼却処理により発生する焼却灰は、各市町村がごみ

の搬入量に応じた量の焼却灰を持ち帰ることとしている。

建設工事については、工期は令和元年11月から令和6年7月末で、契約金額は116億3,800万円の他、施工監理業務を4,961万円で委託している。

次に、焼却施設稼働に向けた本町のごみ分別方法の変更と現状の焼却施設建設後の事業費の比較調査を行った。

調査時点の案として、焼却施設稼働に伴うごみの分別方法の変更については、生ごみ、わりばし、炭にできるごみと炭にできないごみの内、硬質プラスチックなどの一部のごみについては燃やせるごみに変更となる。炭にできないごみについては、一部は燃やせるごみに変更となるもの以外は燃やせないごみに変更となる。

次に、塵芥処理費の令和4年度の予算額と上記の焼却処理施設開始に伴う変更を考慮した令和6年度の事業費見込額の比較を調査した。

主な、事業費増減の要因としては、まず生ごみの焼却処理に伴う堆肥化施設廃止等により4,651万7千円の減、炭にできるごみ及び炭にできないごみの一部の外部処理委託終了により2,827万円の減、道央廃棄物処理組合焼却施設管理運営事業費で5,997万8千円の増、燃やせるごみの運搬に伴う燃料費で55万円の増、焼却灰の処理により1,200万円の増、収入では栗肥土販売終了による72万2千円の減、全体でのごみ処理費用としては153万7千円の減が見込まれている。

令和6年度以降については、中間処理施設の更新の他、道央廃棄物処理組合の最終処分場の建設も検討されている等、事業費の増加が見込まれている。

4. 意見

焼却施設稼働による新たな分別方法への移行については、早急に町民への周知を進め円滑に新しい分別方法に移行出来るよう取り組みを進められたい。

各構成自治体が廃棄物の焼却処理に対して支払う負担金については、主に廃棄物の重量に応じて額が決まることとなっている。そのため、負担金を圧縮するためには引き続き処理量の減量化・減容化が課題となる。

焼却施設稼働に伴い焼却処理される生ごみは含水率が特に高いことから、各家庭での水切りによる減量化の他、コンポスト化や乾燥機の導入など、減量化・減容化に向けた啓発とそれらを推進するための補助制度の検討などに取り組みられたい。

あわせて、生ごみを貴重な資源として有機質肥料など再利用化についても検討するとともに、焼却灰の最終処分については調査時点ではまだ確定していないことから、費用面も含め安定的な処理体制の構築に努められたい。